

原子力資料情報室 連続公開研究会  
福島第一原発事故から 1 年

【 I 】原子力規制庁のありかたを問う

日 時：2012 年 3 月 8 日(木) 午後 6 時 30 分～9 時  
会 場：総評会館 2 階 204 会議室

講 師：竹村 英明さん(環境エネルギー政策研究所顧問)  
西尾 漠(原子力資料情報室 共同代表)

主催：特定非営利活動法人 原子力資料情報室  
〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8 番 5 号 曙橋コ一ホ 2 階 B  
TEL. 03-3357-3800 FAX. 03-3357-3801 [Email] [cnic@nifty.com](mailto:cnic@nifty.com)

# 原子力組織制度改革法案+原子力安全調査委員会設置法案をめぐる議論

原子力資料情報室 西尾漠

## ◎両法案のポイント

### (1)組織の再編にかかわるもの

#### ▽環境省に原子力規制庁を設置

原子力安全・保安院、文部科学省原子力安全課の一部(残りは「放射線安全課」として文科省に残す)、原子力安全委員会のダブルチェック機能、原子力委員会の核セキュリティ機能を統合・一元化

#### ▽原子力安全調査委員会を設置

規制の実施状況の調査(「規制の独立性を担保する監視機関」)+事故原因・被害原因の調査

#### ▽放射線審議会を文部科学省から、原子力安全基盤機構を経済産業省から環境省に移管、放射線医学総合研究所は文部科学省と共管化

#### ▽放射性物質による大気汚染、放射性廃棄物を環境省所管に組み入れ(一部不明)

### (2)安全規制の見直しにかかわるもの

#### ▽原子力基本法に「人の健康と環境を保護する」目的を追加

原子炉等規制法では「原子力利用の計画的遂行」を削除、安全確保目的を明確化

#### ▽過酷事故対策の強化

#### ▽最新の知見を踏まえた許可基準に適合していない施設に対する使用停止、改造、修理命令

#### ▽運転期間の制限

使用前検査合格から40年、ただし、20年を超えない、政令で定める期間で1回に限り延長を認めることあり。その手続きに施行日から3年間の猶予期間

#### ▽電気事業法に基づく原発の安全規制を原子炉等規制法に一元化

#### ▽原子力災害対策特別措置法の改正

## ◎原子力規制庁に係る問題点

### (1)環境省の外局で「独立性」は担保されるか

#### ▽経済産業省からの分離独立：環境省ならよいのか

「安全確保のための規制は、環境大臣が行う」としつつ、「権限を原則として原子力規制庁長官に委任」

IAEA 安全規則(2010)は「他の政府部門からの完全独立」を要求。旧規則は「推進からの実質的独立」

#### ▽なぜ環境省？

他省庁の出向者が多い内閣府では経済産業省の影響力が残りかねないことを嫌った菅首相の意向(読売新聞 2011.8.16)

#### ▽自民党は三条委員会案

(内閣府は行政組織法の対象外なので「内閣府外局委員会」と言うべき?)

三条委員会にすると原子力村の関係者に占拠されてしまう恐れがあったからです。もしそのようなことになったら、総理大臣でもコントロールができなくなってしまう恐れがあります。したがって、まずは環境省の下で、行政機関として動かしていこうという話になりました。(平智之＝民主党衆院議員—DIAMOND on line 2012.2.22)

かつて原子力行政懇談会報告(有澤広巳座長、1976)は、政府からの中立性を確保するとして三条委員会でなく八条委員会(審議会等)を選んだ。

## (2)環境省の外局で緊急時対応ができるのか

▽長官が原子力災害対策本部(本部長＝首相)の事務局長に就く

▽自民党案は三条委員会で内閣から独立

▽首相直属にすべきとの声も

米国の FEMA(連邦緊急事態管理庁、フィーマ)を参考にした危機管理組織とし、首相直属とすべきと思う。(小川和久＝軍事アナリスト—電気新聞 2011.10.4)

## (3)「第二保安院」とならないか

▽新聞報道では

原子力安全・保安院から 360 人(うち原子力検査保安官 130 人以上の 6 割以上はメーカーや電力の OB)、原子力安全委員会事務局から 70 人、文部科学省原子力安全課などから 40 人(東京新聞 2012.1.5)

▽防衛省、警察庁、消防庁などからは?

▽新規採用は 12 名

今回、新規採用の職員は 12 名と言われていますから、ほとんどの職員は原子力安全・保安院からシフトしてくるのだと思います。ただ、単なる引っ越しで終わらせることだけは絶対に許しません。(平智之＝民主党衆院議員—DIAMOND on line 2012.2.29)

細野大臣は新規採用に積極的に取り組む方針を示し、「どこかの省庁からの人材供給に頼らない組織をつくりたい」と語った。(電気新聞 2012.2.27)

▽長官は広く官民から募集、初代は民間

## (4)ノーリターン、天下り禁止のルールは?

▽ノーリターンの原則

7 指定職については、経産・文科両省からの職員を元に戻さない

12 政令職については、原則として元に戻さない

環境省内や原子力安全基盤機構などへの異動、防衛省・警察庁など他府省との人事交流は認める

若い人に関しては、それはむしろ逆にいろんな形で修行するという意味で、そこをかたくノーリターンということでやることは多分組織全体の機能が落ちるだろうというふうに考えていまして、(森本英香＝内閣官房安全規制組織等改革準備室長—原子力委員会新大綱策定会議 2012.2.7)

▽自民党案では全職員がノーリターン対象、天下り禁止

天下り禁止には職業選択の自由との関係や、海外企業へ再就職する際の対応などで疑問の声が出たもよう。(電気新聞 2012.2.13)

(5)技術的独立性をいかに構築するか

- ▽規制を天職とする人をいかに育てるか
- ▽ローテーション人事制度の見直し

(6)規制行政が抜けた経済産業省の姿勢は?

▽暴走の危険性

経産省は「安全を知らない官庁が原子力の推進を主張できるわけがない」「分離すればブレーキがついていない車と同じ」などとして、資源エネルギー庁と保安院が同居する意味合いを説いてきた。(電気新聞 2005.7.8)

(7)原子力委員会の平和利用担保機能は組み入れなくてよいのか

◎原子力安全調査委員会に係る問題点

(1)「独立性を担保する」委員会の独立性は担保されているのか

- ▽事務局は「規制実施状況の自己評価、広報」を行なう規制評価・広報庁課が担当  
事務局は環境省の大蔵官房においていただいて、かつ、例えば会計検査院であるとか、独立した機関から事務局を派遣していただく。(高橋滋=一橋大学大学院教授—原子力事故再発防止顧問会議 2011.10.4)(細野豪志原発事故収束・再発防止担当大臣も賛意表明)

(2)監視機能は十分にビルトインされているのか

▽規制監視に非ず

本来なら原子力規制監視委員会にするべきところですが、蓋を開けたら原子力安全調査委員会になっていましたから、だいぶトーンダウンしたことには否めません。(平智之=民主党衆院議員—DIAMOND on line 2012.2.29)

(3)ダブルチェック機能をなくしてよいのか

- ▽現行のダブルチェックを骨抜きにしておいて、不要というのはおかしい

▽規制調査機能が大事

監視機能は、計画的に問題点を抽出して集中的に実施される「規制調査」の形で行使されるべきである。(高橋滋=一橋大学大学院教授—原子力事故再発防止顧問会議 2011.10.4)

# 原子力規制庁をどう捉えるか

## 原子力規制庁への経緯と改革のポイント

竹村英明  
(環境エネルギー政策研究所顧問)

### 1、 原子力規制庁設立への経緯

- 2011.3.11 東日本大震災と原発事故発生
- 2011.6月 原子力安全に関する IAEA 閣僚会議への報告書
- 2011.8.15 「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」を閣議決定。  
2012年4月に原子力安全庁（仮称）を環境省の外局として設置することを表明
- 2011.9.28 原子力事故再発防止顧問会議（以下「顧問会議」）の開催通知
- 2011.10.4 第1回目の顧問会議（以後4回開催）
- 2011.12.13 顧問会議提言の取りまとめ、細野大臣へ提出。
- 2012.1.31 原子力組織制度改革法案等を閣議決定
- \*2012.3.3 現在、まだ国会上程されていない

### 2、 原子力事故再発防止顧問会議の提言

政府基本方針の5原則

- ①規制と利用の分離、②一元化、③危機管理、④人材の育成、⑤新安全規制  
それに以下の2原則を加え7原則に
- ⑥透明性、⑦国際性

①の観点から3条委員会に言及しつつも、「放射能汚染という環境問題」に対処し、「限られたリソース」を一元化して集約するためには「環境省の下」に規制行政の組織を置くことに十分な理由ありとしている。  
ちなみに、環境省も政府の一員として「原子力推進」の立場であり、地球温暖化対策として原子力発電が有効としてきた。この立場を変えるという表明は行われていない。

### 3、原子力組織制度改革法案（以下「改革法案」）について

1月31日に閣議決定された法律案。

大臣談話では以下の4つがポイントされている。

①組織の独立性、②世界最高水準の規制、③強固な防災体制、④健康管理対策並びに以下のようなことも

①民間を含めた人材の積極登用、②国際的な知見と人材活用、③専門性を持った人材育成と組織文化の一新、④透明性の高い組織への転換

改革法案の要綱では

①原子力規制長官を置く、②放射能による有害な影響から（国民を）守る、③原子力安全調査委員会を設置する、④原子力安全委員会を廃止する、⑤原子力の安全確保は環境大臣の任務、⑥原子力規制庁に専門審査委員若干名を置く、⑦重大事故への対策、⑧許可基準に適合していなければ使用停止もあり、⑨原子炉の寿命を40年とする（特例で20年延長あり）、⑩加工施設等も同じ、⑪放射線技術基準を環境省管轄に、独立行政法人原子力安全基盤機構を環境省へ。

しかし、実際の法案は「環境省設置法その他関係法令改正」であり、上記要綱がどこの条文にどのように書かれているのか発見できないものもある。

### 4、原子力安全調査委員会とは

原子力安全調査委員会設置法案（以下「設置法案」）の要綱から所掌を要約

- ① 原子力の安全確保のための規制、施策、措置に関し実施状況を調査する
- ② 調査に基づき、講ずべき施策、措置があるときは環境大臣や長官等に勧告
- ③ 事故の原因、被害の原因を調査する
- ④ 事故防止、被害軽減のため講ずべき施策、措置について環境大臣、長官等に勧告
- ⑤ 同じく、施策、措置について意見を述べる。

これだけで安全確保のための基準づくりもなければ、運転の監視や立ち入りや停止命令など、どこにもない。これは単なる調査機関では？

（大臣談話では、原子力規制庁の独立性を監視する機関）

## 5、原子力規制庁の中に置かれる審査専門委員とは

改革法案の要綱の5の4にある、原子炉等規制法の改正関係。

「この法律の運用に関する技術的事項を調査審議し、意見を提出させるために、審査専門委員を若干人置く」

法案では第5条で原子炉等規制法（以下「炉規法」）24条の改正で、「原子力安全委員会」を「審査専門委員」に改めるとある。同様に第15条でも炉規法14条、24条の改正などなど12ヶ所が同様にあり、どうやら審査専門委員は原子力安全委員会の代わりの役割をするらしいと読み取れる。

しかし、ここも意見を言うだけで「基準」をつくるところではないらしい。

結局この改正を通して、新しい「基準」を誰がどういう責任において作るのか  
は不明である。

## 6、バックフィットとは

顧問会議の提言

安全上の新知見や新技術を既存の施設及びその運用に確実に反映する法的な仕組み（いわゆるバックフィット制度）を導入すべき‥。

しかし、両法案ともに「バックフィット」の文字はない。

提言が生かされたとは読めない。

提言の指摘はきわめて重要であり、バックフィット制度が反映されていないのであれば、早急にそれを追加する必要がある。

改革法案要綱の6で、「許可済の発電用原子炉の位置、構造又は設備が最新の知見を踏まえた許可基準に適合していないと認めるとき等において、発電用原子炉設置者に対し、発電用原子炉施設の使用の停止、改造又は修理を命ずることができる。」とある。（7で「加工施設」も同様に規定）

## 7、原子力安全規制組織等改革準備室説明資料

経産省案をベースに原子力安全委員会内につくられた上記準備室の説明。

- 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、各省の関係業務を一元化し、環境省に、独立性の高い外局として、原子力規制庁を設置（国家行政組織法第3条第2項）。（組織体制：500人規模、予算500億円規模）
- 規制の実効性チェック、事故の原因究明調査を行い、必要に応じ勧告等を行うことにより、原子力規制庁の規制の独立性を担保する監視機関として、原子力安全調査委員会を置く。（国会同意人事）
- 緊急事態対応を原子力規制庁の重要な役割と位置づけ、政府全体での対応の中心とする。

#### ○原子力基本法の見直し

原子力利用における安全の確保は、原子力安全に関する国際的な動向を踏まえ、「放射線による有害な影響から人と環境を守る」ために行うことを明文で規定。

#### ○原子炉等規制法の見直し

- 1.「想定外」への対応～重大事故も考慮した安全規制への転換
- 2.最新の知見による規制～最新の知見を既存施設にも反映する規制への転換  
バックフィット制度の導入をうたっている。
- 3.高経年化炉対策としての「40年運転制限」を導入
- 4.事業者責任の明確化～事業者自らの安全性向上への取組責任を明確化
- 5.災害発生時等の国民の生命・健康の保全確保の徹底  
使用停止などの緊急措置命令。

#### 6.原子力安全規制の一本化～電気事業法との分離

- (1)電気事業法の原子力発電所に対する安全規制（定期検査等）を、原子炉等規制法に一本化
- (2)原子炉等規制法の目的、許可等の基準から原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、安全の観点からの規制であることを明確化
- (3)原子炉等規制法の目的として、放射性物質の施設外への異常放出を防ぐことを明示し、「人と環境を守る」ことの実効性を高めることを明確化

以上、ここまでが改革案全体の解説

## 改革案（関連法案）の問題点を検証

### 8、 原子力基本法はほとんど変わっていない

関係法令の中に原子力基本法も含まれるが、その趣旨にはほとんど変更がない。これまで原子力の推進を「国是」としてきた背景には、この原子力基本法の規定がある。ほとんどブレーキが利かないアクセルだったわけだが、そのアクセルをそのままにしてブレーキの位置を変えてみても、危険性には変わりがない。アクセルそのものを変える必要がある。

脱原子力依存を明確にするのであれば、ここに「原子力発電の利用は期間限定的なものとする」とか、最低限でも「推進することによって」の文言を「利用するにあたった」と書き換えるべき。

### 9、 関係法令は完全に改正しきれていない

改正すべき関係法令がすべて網羅されていない。（漏れがある。）

たとえば、今般の放射能汚染問題で重要な役割を果たすべき、水質汚濁防止法や土壤汚染防止法、あるいは廃棄物関係の法律などがまったく対象になっていない。（検索しても出て来ない）

これらの法律においては放射能に関する規制は経産大臣か文部科学大臣の所管とされており、これを環境大臣、もしくは原子力規制庁長官の所管に変えるべきではないか。（この種の漏れは、まだ多くありそう。）

### 10、 電気事業法は実質そのまま

電気事業法の第40条「技術基準適合命令」は、原子力発電所について運転中止も含めた制限を加えることができる強い規定。それが環境大臣の所管となるよう読みない。「経産大臣」→「主務大臣」と変更されているだけで、主務大臣は経産大臣のままでないのか？

原子力の規制を原子炉等規制法に一元化というのは無理があり、電気事業法のきちんとした改訂が必要。

### 11、 推進と規制の分離になってない

2の顧問会議の提言でも触れたが、環境省も政府の一員として、原子力を推進す

る立場である。環境省は、その立場を変えることを何らかの方法で表明するのか、そのことを政府としては認められるのか。（政府として推進というスタンスであるなら、これはできないことになる。）

できないということであれば、原子力規制庁を環境省の外局におくことでは、原子力安全条約第8条等が求める「利用と規制の区分」ができたということにはならない。

### 12、使用停止命令は本当にできるのか

改革法案要綱の6で、「許可済の発電用原子炉の位置、構造又は設備が最新の知見を踏まえた許可基準に適合していないと認めるとき等において、発電用原子炉設置者に対し、発電用原子炉施設の使用の停止、改造又は修理を命ずることができる。」とある。（7で「加工施設」も同様に規定）

改革法案の条文では第6条の炉規法第43条関係で上記表現が出てくるのだが、法律の新旧対象表で検索してみると、すべて旧法にあった表現。新たに加えられたものは見当たらない。つまり、旧法以上の「停止命令権限」は法文上にはない。

使用停止命令は、むしろ先述の電気事業法において行われるべき。

### 13、高経年化についての記述

改革法案条文において、第6条の原子炉等規制法（45P）の改正の中で、同法第43条3の31として、その旨の記載がある。（要綱では6の4）

しかし、原子炉等規制法の新旧対象法にその箇所は存在しない。

そもそも40年とすることの根拠説明はどこにもない。

税制纖維温度や試験片の存在など、これまでに行われていた評価と、これからがどう変わるのが、その説明が行われてしかるべき。

ちなみに、環境大臣判断で一度だけ変更できる最大20年についても、どのような判断があればできるのか明確なルールの提示が必要。

### 14、担当者は同じ人間の横滑り

このことは、すでに多くの人が論評している。

長官、次長、緊急事態対策監、審議官（3人）、原子力地域安全総括官、総務課（45人）、規制評価・広報広聴課（20人）、国際課（11人）、技術基盤課（22人）、原子力防災課（86人）、監視情報課（10人）、安全規制管理官（267人）、参事官（12人）で、定員480人。

これ以外に地方環境事務所に環境・原子力安全課が置かれ地域原子力安全連絡調整官が置かれる模様。

原子力安全調査委員会や放射線審議会もあり、所帯はもっと大きくなる模様。

そのほとんどが、現在の原子力安全・保安院と文部科学省からの要員移転。  
それでは、福島原発事故を引き起こしたメンバーがそのまま移動するだけであって、安全文化や危機対応能力は変わらない。  
実務の部分で広く、既存省庁の外から人材登用することが求められる。

#### 15、一元化＝ダブルチェックの廃止で良いのか

これまでの原子力安全・保安院と原子力安全委員会のダブルチェック規制体制は責任の所在を曖昧にしたとされ、今回は両者を合体するかたちで原子力規制庁がつくられる。

ダブルチェックであれ、責任のあり方が明文化されていたならば、責任の所在不明は起らなかつたのでは？

そういう意味では、今回も原子力規制庁の独立性を監視するのが原子力安全調査委員会とされていて、早くも責任所在を曖昧にする構図が組み込まれているように見える。

不思議なことだが、条文上はどちらも「ルールづくり」をしない。

環境大臣に提言するか、意見を言うだけだ。

責任は大臣にあり・・とする逃げの構図である。

事業者責任の強化という言葉で、規制当局としての責任がますます曖昧にされているのではないか。

#### 16、公聴会などの住民参加プロセスも存在しない

改革法案の中には、「公聴会」という言葉もなければ、「市民の意見を聞く」という言葉もない。それどころか、自治体の意見を聞くという言葉すらない。原子力規制行政は原子力施設の立地自治体や、放射能汚染をもたらす事故の影響を受ける周辺自治体の住民の意見が反映されてしかるべきであり、そのシステムがまったく存在していない。

たとえば、各原子力施設ごとの関係自治体規制協議会、関係自治体市民規制委員会などを法制度として設置し、関係住民に対する情報の開示、意見聴取、規制行政への反映を常に行うというシステムを提案する。

また、事故や法令違反などが発生した場合には、関係住民向け説明会、公聴会公開討論会などを適宜開催するシステムも必要である。

### 17、規制評価・広報広聴課がお客様センター

7の準備室説明資料では規制庁の中に「規制評価・広報広聴課」が設けられ、ここが原子力安全調査委員会の事務局となる模様である。

しかし、改革法案そのものでは、このセクションも含めて、内部の所掌についての説明はない。どこが何をするところかを、より明確にする必要がある。

また、規制評価・広報広聴課が「企業のお客様センター」のような機能を果たす懸念もある。多様なアクセスを妨げ、専門的な現場担当者とのやりとりが制限され、情報にフィルターがかけられるという懸念である。

### 18、国会事故調（黒川委員会）声明との整合性を

黒川声明は当を得た声明であり、政府はこれを尊重すべきではないか。

「私が委員長を務める東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）は、法律に基づき、国会に設置された委員会です。その法律によれば、本委員会は、今般の事故を踏まえた「行政組織の在り方の見直し」を含め提言を行うことを任務の一つとしております。

本委員がかかる役割を担い、昨年12月から調査を行っている最中であるにもかかわらず、政府が「組織の在り方」を定めた法案を決定したことは、私には理解できません。

政府の決定の見直し及び国会における責任ある対応を求めます。」

## 市民の側からの取り組み

### 19、改革法案の内容についての提言

#### 1) 利用と規制の分離をより明確にすべき

改革法案は利用と規制の分離を実現できていないことは主張せざるを得ない。

環境省からも独立した第3条委員会とした場合、委員会事務局に経産省がなだれ込み、結局原子力ムラに乗っ取られるとの指摘があるが、原子力安全・保安院が横滑りする原子力規制庁ではおなじこと。

#### 2) バックフィット制度のきちんとした法的位置づけ

要綱案や準備室の説明では、バックフィット制度の導入が目玉商品のように書かれているが、改革法案の中にはまったく「存在していない」。

バックフィットの定義、バックフィットのルール、バックツッフィットの評価方法などを法案内に明記すべきである。

#### 3) 新しい技術基準を誰がいつつくるかの明確化

現状の技術基準は民間の「協会ルール」が事実上の技術基準になっている模様。

かつての告示501号のような基準はないということだが、それで良いのか。

耐震設計審査指針などの安全審査の指針類の見直しなど、何を検討しなければならないのかのプランが提示され、それが検証できる形にならなければ、安全審査が正されることはない。

#### 4) 運転停止命令を含む権限の所在と判断基準の明確化

要綱案や準備室の説明では、運転停止命令が目玉のように書かれているが、改革法案の条文中には「新たに」運転停止命令は見当たらなかった。

「ある」のかもしれないが、複雑で把握しきれないような権限では行使もされないだろう。再検討が必要。

#### 5) 高経年化対策の根拠の明確化

条文中に記述はあるが、根拠はどこにも書かれていません。

もう一度、根拠から説明がなされるべき。

#### 6) 規制庁関連の役職者への経歴制限

規制組織の役職者は原子力推進組織の出身者であってはならない。

①規制庁長官 ②原子力安全調査委員会委員 ③原子力安全調査委員会における専門委員 ④審査専門委員

#### 7) 住民参加プロセスの追加

この改革法案に完全に抜け落ちていること。  
関係自治体規制協議会、関係自治体市民規制委員会などの法制度化。  
事故や法令違反などが発生した場合は、関係住民向け説明会、公聴会、公開討論会などを適宜開催するシステムの制度化。

#### 20、4月からの原子力規制庁スタートは延期

以上を踏まえるならば、4月にこのまま規制庁をスタートさせることは適當ではない。黒川声明の趣旨も妥当なのではないか。  
原子力安全・保安院が存続し続けていることについての懸念はあるが、拙速な規制庁スタートは延期すべきと考える。

#### 21、原子力安全・保安院が原発再稼動判断をすることへの禁止

今回の原発事故に関連して、原子力安全・保安院は「被告席」につくべき立場であり、「裁判官席」に座っていることは許されない。  
まず、許認可について判断する権限を剥奪するべき。

以上

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための  
環境省設置法等の一部を改正する法律(案)(原子力組織制度改革法(案))

1 趣旨

原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、環境省に原子力規制庁を設置する等関係組織の再編及びその機能強化を行うとともに、今般の原子力発電所の事故を踏まえ、原子力安全に係る規制及び制度の見直しを行う。

2 概要

(1) 環境省等関係組織の再編及び機能強化

- 環境省に原子力規制庁を設置
  - ・ 原子炉等の安全のための規制の一元化
  - ・ 原子力事故時の災害防止の任務の明確化
- 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置
  - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況、事故の原因を調査
  - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告
- 放射線審議会を文部科学省から原子力規制庁に移管
- (独)原子力安全基盤機構の移管、(独)放射線医学総合研究所の一部共管化

(2) 原子力安全のための規制や制度の見直し

- 原子炉等規制法の改正
  - ・ 重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限 等
  - ・ 発電用原子炉施設の安全規制体系見直し(電気事業法との関係整理)
- 原子力災害対策特別措置法の改正
  - ・ 原子力災害予防対策の充実
  - ・ 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
  - ・ 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化
  - ・ 原子力防災指針の法定化

3 施行期日

- 平成24年4月1日
- 原子炉等規制法の改正等による安全規制の見直しの一部については、公布日から10月内又は1年3月内で政令で定める日
- 原災法改正の一部については公布日から6月以内で政令で定める日

4 原子力安全調査委員会設置法(案)との関係

- この法律と原子力安全調査委員会設置法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

## 原子力安全調査委員会設置法(案)

### 1 趣旨

原子力利用における安全の確保に関する事項について調査すること等により、原子力利用における安全の確保を確実なものとするため、環境省の原子力規制庁に、原子力安全調査委員会を設置する。

### 2 概要

#### (1) 原子力安全調査委員会の所掌事務、組織等

- 原子力安全調査委員会の所掌事務
  - ・ 原子力の安全の確保に関する施策等の実施状況の調査
  - ・ 原子力事故等の原因・被害の原因を究明するための調査
  - ・ 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に対する勧告等
- 原子力安全調査委員会の組織
  - ・ 委員5名で構成
  - ・ 委員は両議院の同意を得て、環境大臣が任命
  - ・ 専門事項の調査のため、専門委員を任命
- 環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長等に対し、資料・情報提供等の必要な協力を求めることが可能

#### (2) 原子力事故等調査

- 関係者からの報告聴取、立入検査、物件提出命令等の権限を付与。環境大臣に対し、必要な援助を求めることが可能。
- 調査報告書は公表。必要に応じ、環境大臣・原子力規制庁長官、関係行政機関の長に勧告

### 3 施行期日

- 平成24年4月1日  
(委員の任命のための両議院の同意に係る部分は公布の日から施行)

### 4 原子力組織制度改革法(案)との関係

- この法律と原子力組織制度改革法(案)は、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための一体不可分のもの

## 原子力安全規制組織等の再編及び機能強化

### 1. 規制と利用の分離

- (1) 原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経産省から分離し、環境省の外局として原子力規制庁を設置。「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、国家行政組織法、経済産業省設置法)
- (2) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。(原子力基本法)
- (3) 原子炉等規制法の目的規定から、原子炉等の利用が計画的に行われることを確保することを削除するとともに、原子炉の設置の許可等の基準のうち、原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除し、原子力の安全の確保を図ることが主たる目的であることを明確にする。(原子炉等規制法)
- (4) エネルギー対策特別会計に、「原子力安全規制対策」を新設。原子力安全の確保を図るために財政上の措置の経理区分を明確化する。(特別会計に関する法律)

### 2. 原子力安全規制組織の一元化

- (1) 文部科学省、経済産業省及び国土交通省が所掌する原子力安全規制に関する事務を一元化する等して「原子力の安全の確保」を環境省の任務に加える。(環境省設置法、文部科学省設置法、経済産業省設置法、国土交通省設置法)
- (2) 文部科学省から放射線審議会に係る業務を環境省に移管する。  
(環境省設置法、文部科学省設置法、放射線障害防止の技術的基準に関する法律)
- (3) 独立行政法人原子力安全基盤機構の所管を環境省に移管し、機構の目的として原子力災害の予防等に関する業務を行うことを明確化する。  
(独立行政法人原子力安全基盤機構法)

- (4) 独立行政法人放射線医学総合研究所の業務のうち、原子力事故に由来する放射線の人体への影響等に係るものについて、環境省の共管とする。  
(独立行政法人放射線医学総合研究所法)
- (5) 原子力委員会から核セキュリティに関する事務の調整機能を移管する。(環境省設置法、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法)
- (6) 環境大臣は、原子力の安全の確保のために特に必要があるときには、原子力の安全の確保に関する施策の実施について関係行政機関の長に勧告できることとする。(環境省設置法)

### 3. 独立性の確保

- (1) 原子炉等の規制に係る行政判断を行う権限は、原則として環境大臣から原子力規制庁長官に委任する。(原子炉等規制法)
- (2) 原子力規制庁に原子力安全調査委員会を設置し、原子力規制庁による規制の実効性や原子力事故の際の原因究明等の調査を行う。  
(原子力基本法、環境省設置法、原子力安全調査委員会設置法)
- (3) 原子力安全調査委員会に、原子力の安全を確保するために必要な場合の勧告権等を付与する。(原子力安全調査委員会設置法)

### 4. 環境省における対応

- (1) 放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とする。(環境基本法)
- (2) 放射性物質及びこれによって汚染された物について、循環型社会形成推進基本法の適用の対象とする。(循環型社会形成推進基本法)
- (3) 環境省の副大臣、政務官の定数をそれぞれ二名とする。(国家行政組織法)

## 原子力安全規制の転換

### 1. 原子力基本法の見直し

- (1) 原子力利用における安全の確保は、国際的な動向を踏まえつつ、放射線による有害な影響から人の健康と環境を保護することを目的として行うことを、原子力利用の基本方針とする。
- (2) この基本方針を踏まえて、原子力安全調査委員会は、原子力安全の確保に関する規制等に関し、その実施状況を調査し、その結果に基づき、必要があると認めるときは環境大臣又は原子力規制庁長官に勧告等を行う。

### 2. 原子炉等規制法の見直し

#### (1) 重大事故対策の強化

原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う所外への放射性物質の異常放出といった災害の防止が含まれること、及び発電用原子炉設置者等が行うべき保安措置に重大事故対策も含まれることの明確化を行う。

また、規制上一律に定める安全上の要求内容に加えて、事業者自らが原子力施設の安全性評価を行い、その内容を公表させる制度を導入する。

#### (2) 事後規制の許可済施設への適用等

許可済みの原子炉施設等に対し、新たな基準が定められた場合に、原子炉施設等に対して当該基準に適合させる制度を導入する。

また、安全性の向上に繋がる技術の発電用原子炉施設等への着実な導入を促進するため、安全性を向上させる設備の改善、増設等について、許認可審査の重複を排除すべく、設備の型式承認制度を設けるとともに、発電用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかなものについて、届出制度を導入する。

### (3)運転期間の制限等

発電用原子炉を運転できる期間を、使用前検査に合格した日から起算して40年と定める。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として環境省令で定める基準に適合していると認めるときに限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができるのこととする。

### (4)発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理

発電用原子炉施設について、原子炉等規制法で一元的に必要な措置を講ずるため、元来電気事業法の規制の下にあった発電用原子炉施設についての規定を原子炉等規制法に新設する等、所要の整理を行う。

### (5)その他

#### ①災害が発生した施設に対する安全規制措置の導入

災害が発生した施設について、原子炉等規制法第64条の応急措置を講じた後、廃止措置等を講ずるまでの間更なる災害の防止又は核物質防護の観点から、当該施設を特定原子力施設に指定し、実施計画の策定・認可を義務づけ、当該計画に沿った措置を講ずることを義務づける。

#### ②審査専門委員の設置

原子炉の設置の許可等に当たって、高度な専門技術的知見を踏まえ適切な判断を行うため、原子力規制庁に審査専門委員を置く。

#### ③設計及び工事の段階への品質保証の導入等

原子炉施設等の設計及び工事の段階から原子炉設置者の品質管理体制等について確認すべく、工事の計画の方法の認可基準に追加する。

また、原子力施設の設備の製造を行う者等に対し、必要に応じて立入検査を行うことができる制度を導入する。

#### ④事業者の取組責任の明確化

原子力事業者等は、原子力災害の防止に関し、必要な措置を講ずる責務を有することを明確化する。

## 原子力災害対策特別措置法の改正

### 1. 原子力災害予防対策の充実

#### (1)原子力事業者の防災対策・訓練の強化

原子力事業者の防災訓練の実施状況を国が確認し、必要な改善等を命令することができることとし、違反した場合の罰則等も措置する。

#### (2)原子力災害対策重点区域(いわゆるEPZ)見直しへの対応

原子力事業者が防災業務計画の協議や事故事象の通報等を行うべき関係周辺都道府県知事の要件を改正する。

### 2. 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化

#### (1)副本部長・本部員の増員

全ての国務大臣を本部員とし、副大臣のみならず大臣政務官も本部員に任命可能とともに、本部長(内閣総理大臣)を支える副本部長(環境大臣)も増員可能にする。

### 3. 原子力緊急事態解除後の事後対策の円滑化

#### (1)原子力災害対策本部による事後対策の推進

原子力緊急事態解除後も引き続き原子力災害対策本部を存置し、事後対策の推進のための本部長による各省・自治体等への指示権等を確保する。

#### (2)市町村長による避難指示等の存置

残留する放射性物質から住民の安全を確保するため、市町村長による避難指示や立入制限等を行うことができるとしている。

### 4. 原子力防災指針の法定化

環境大臣による原子力防災指針の策定を法定化し、各府省・自治体等による原子力災害対策の実施に係る専門的・技術的事項を規定する。

# 原子力規制庁の組織（案）

